

鏡石町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

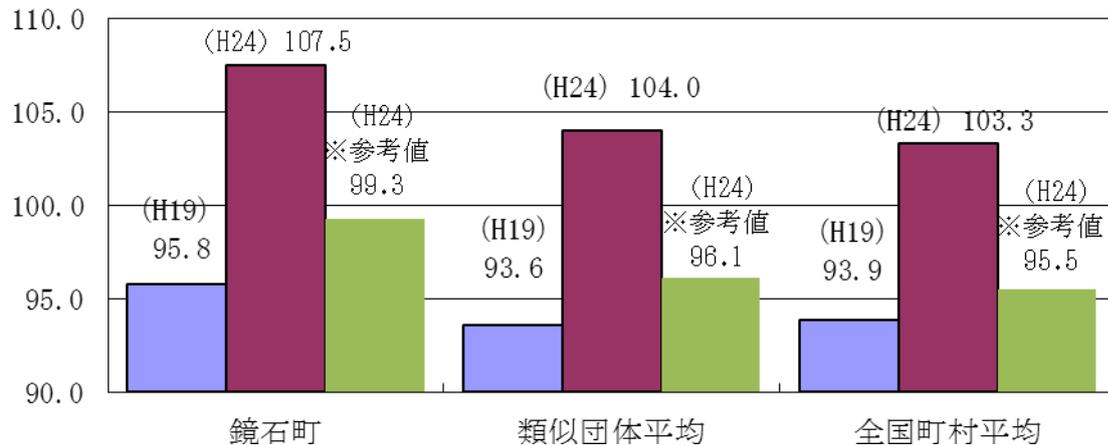
区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	12,944	7,094,578	340,918	801,042	11.3	16.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	90	361,070	60,035	127,843	548,948	6,099	5,532

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である（教育長含む。）。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200
最高号給の給料月額	247,900	313,700	361,500	396,000	410,900	438,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鏡石町	41.9歳	327,881円	395,693円	356,894円
福島県	43.7歳	345,500円	426,067円	375,710円
国	42.8歳	329,917(304,944)円	—	401,789(372,906)円
類似団体	42.5歳	315,726円	357,433円	339,545円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鏡石町	53.0歳	6人	308,736円	312,467円	312,053円	—	—	—	—
福島県	52.7歳	320人	375,500円	420,745円	396,934円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	285,030円 (270,465)	—	323,181円 (307,506)	—	—	—	—
類似団体	49.9歳	7人	284,096円	299,831円	292,721円	—	—	—	—

③教育職（小・中学校（幼稚園））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鏡石町	37.6歳	306,500円	315,867円
福島県	46.4歳	404,000円	443,970円
類似団体	40.3歳	296,160円	315,298円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		鏡石町	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100円	181,800円	163,987(172,200)円
	高校卒	142,500円	146,900円	133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	137,200円	155,250円	—

(注) 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

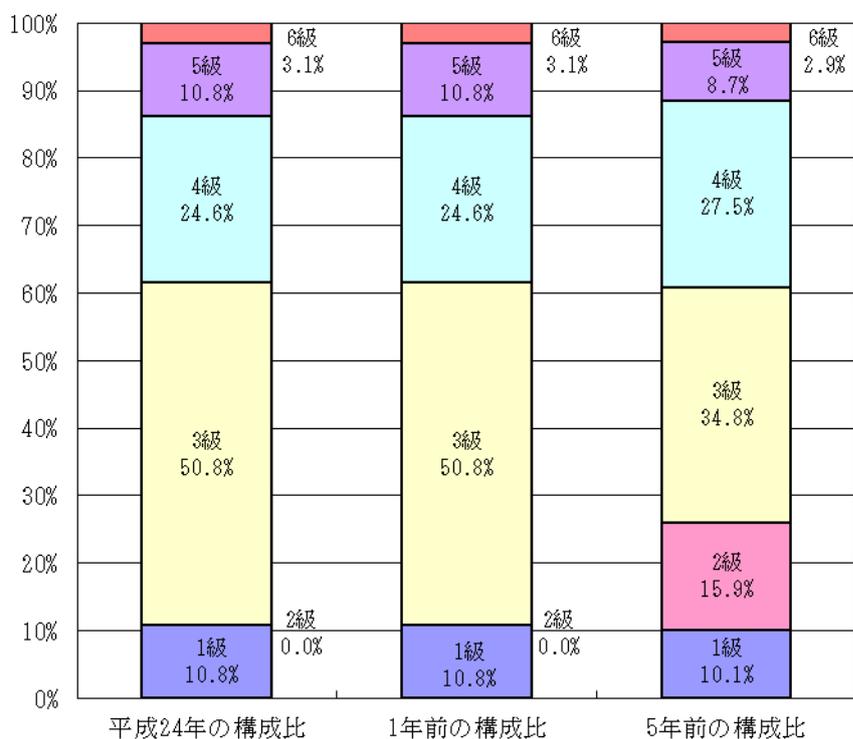
区分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年
一般行政職	大学卒	296,500円	326,300円	357,300円
	高校卒	—	299,200円	335,700円
技能労務職	高校卒	—	279,700円	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	7人	10.8%
2級	副主査	0人	0.0%
3級	主査	33人	50.8%
4級	副課長	16人	24.6%
5級	課長	7人	10.8%
6級	参事	2人	3.1%

- (注) 1 鏡石町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施している。

なお、平成18年10月から管理職を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

管理職については、能力と業績の両要素を総合的に5段階（A～E）の評価を実施した。

なお、管理職以外の職員75名については、人事評価が未実施である。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鏡石町	福島県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,370千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,644千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

鏡石町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	26,125千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		—	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	—	—	—

(4) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		—	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		—	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		—	
手当の種類(手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	32,618千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	435千円
支給実績(22年度決算)	29,471千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	398千円

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	—	13,406千円	268,110円
住居手当	(借家等職員) 家賃月額が20,500円以下 ・月額-9,500円を支給 家賃月額が20,501円以上 ・月額-20,500円÷2+11,000円を支給 (上限額27,000円)	一部異なる	(借家等職員) 家賃月額が23,000円以下 ・月額-12,000円 家賃月額が23,001円以上 ・月額-23,000円÷2+11,000円 (上限額27,000円)	4,809千円	300,563円
通勤手当	(交通機関利用者) 運賃等相当額が61,000円以下 ・運賃等相当額を支給 運賃等相当額が61,001円以上 ・相当額-61,000円÷2+61,000円を支給 (上限額なし) (自動車等利用者) 2km~80km 2,300円~45,800円 (上限額45,800円)	一部異なる	(交通機関利用者) 運賃等相当額が55,000円以下 ・運賃等相当額を支給 運賃等相当額が55,001円以上 ・一律55,000円支給 (自動車等利用者) 2km~60km 2,000円~24,500円 (上限額24,500円)	3,336千円	65,404円
管理職手当	支給額 ・課長×7% ・主幹×6%		国:俸給の特別調整額として支給	7,376千円	307,337円

6 特別職の報酬等の状況 (平成24年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	517,200円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長	591,300円	846,000円/517,200円 645,000円/523,000円	
報酬	議長	296,100円	340,000円/247,000円	
	副議長	243,900円	270,000円/191,100円	
	議員	225,900円	260,000円/172,900円	
期末手当	町長 副町長	(23年度支給割合) 2.90月分		
	議長 副議長 議員	(23年度支給割合) 2.90月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	517,200×在職月数×0.48	1,192万円	任期毎
	副町長	591,300×在職月数×0.29	823万円	任期毎
	備考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

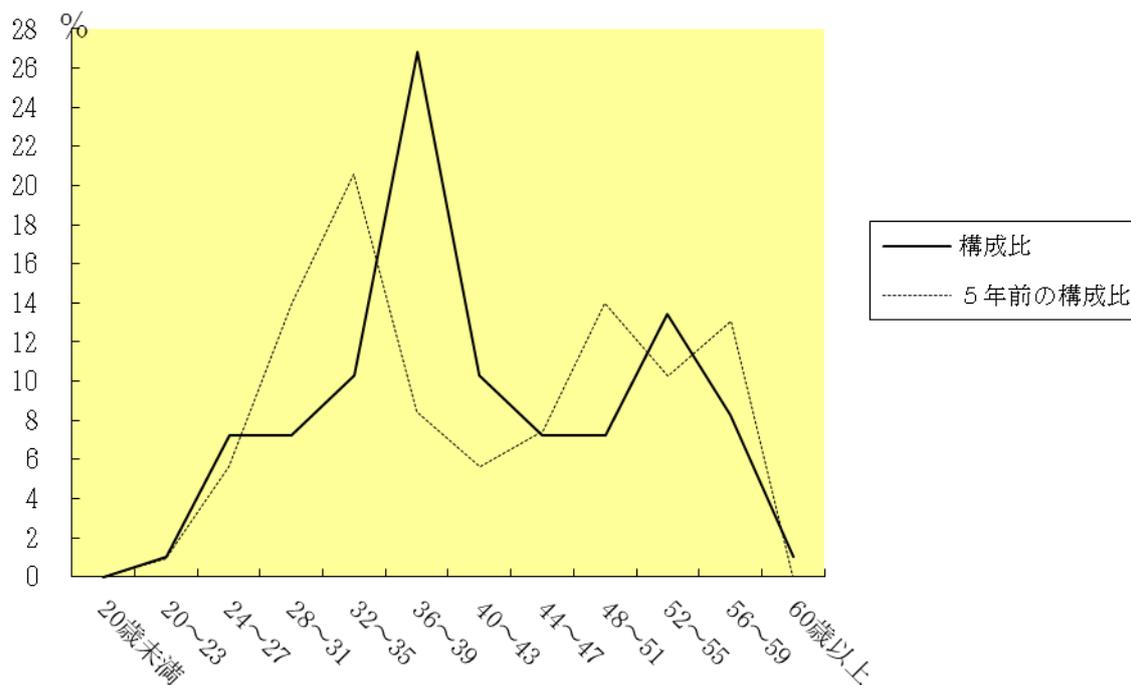
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 24 年	平成 23 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2		
		総 務	17	19	△2	福島県等派遣職員の終了による減
		税 務	6	7	△1	災害派遣職員の受入による減
		農 水	8	7	1	原子力災害対策等の業務増による増
		商 工	1	1		
		土 木	9	9		
		民 生	15	16	△1	退職者不補充による減
		衛 生	9	8	1	原子力災害対策等の業務増による増
	計	67	69	△2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.2人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 7.51人)	
		教育部門	17	18	△1	退職者不補充による減
	小 計	84	87	△3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.5人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 9.46人)	
公営企業等 会計部門	水道部門	4	4			
	下水道部門	4	4			
	その他部門	5	5			
	小 計	13	13			
合 計		97 [123]	100 [123]	△3 [-]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.5人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である（教育長含む。）。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	7人	7人	10人	26人	10人	7人	7人	13人	8人	1人	97人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数である（教育長含む。）。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	69	65	69	67	69	67	△2 (△ 2.9%)
教育	24	22	19	18	18	17	△7 (△29.2%)
普通会計計	93	87	88	85	87	84	△9 (△ 9.7%)
公営企業等会計計	14	15	13	13	13	13	△1 (△ 7.1%)
総合計	107	102	101	98	100	97	△10 (△ 9.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数（教育長含む。）

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数